

## 巨勢派研究史料(稿)

平田, 寛

<https://doi.org/10.15017/2328555>

---

出版情報 : 哲學年報. 45, pp.85-111, 1986-02-28. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 巨勢派研究史料(稿)

平 田 寛

巨先生

金岡

七六八

一一五三

金岡  
一〇七二

1 貞觀十年(八六八)、巨先生金岡、この頃神泉苑監。

寄巨先生乞画図于時先生爲神泉苑監  
適許遊覽、仍獻乞之

先生幸許禁闌遊、更恐時光不暫留、山水從來無担去、願憑君得写風流、

(管家文章卷一)

2 元慶四年(八八〇)、巨勢金岡、大學寮の先聖先師像を、唐本をもつて図絵す。

入ニ廟倉ニ禮レ影、近年、祭日奉懸之本、金岡所図本、已上図、先聖先師九哲唐本、(図先聖七十二弟子)

先聖先師

(台記卷十)

古者以周公爲先聖、以孔子爲先師。唐太宗貞觀二年、詔停周公爲先聖、始立孔子廟堂於國學、以仲尼爲先聖、以顔子爲先師也。

弘仁格云、神護景雲二年七月三十日、改孔宣父爲文宣王、仁平三年、台記云、先聖先師九哲像、金岡所寫又先聖及七十二弟子像唐本也云々。又或説云、吉備大臣入唐時、持弘文館之畫像來朝、安置太宰府學業院、大臣又命百濟畫師、奉圖彼本置大學寮云々。延久四年三月十

八八〇

巨勢金岡

四日甲子、權中納言源隆俊卿著伏座、被奉大學寮先聖先師九哲等廟像可被修補日時勘文、四月三日壬子時、件像元慶四年巨勢金岡以唐本所奉圖繪也、而年序久積破損尤多、仍所被修補也、其用途料依本寮請奏可召諸國云々、四月三日壬子、今日大學廟像奉修補、右少辨大江朝臣匡房、右大史紀成季參向彼寮、行事其料物等、任本寮請奏不給宣旨於所司諸國也。

〔江次第鈔第五〕

3 仁和元年（八八五）、巨金岡、藤原基經五十賀屏風に画す。

右親衛平將軍、率<sub>レ</sub>厩亭諸僕、奉<sub>レ</sub>賀<sub>レ</sub>相國五十年、宴座後屏風圖詩五首、并序

〔中略〕

將軍（平正範）許<sub>レ</sub>余、以<sub>レ</sub>言笑之好、元年冬杪密語云、相國（藤原基經）今年滿<sub>レ</sub>五十、予率<sub>レ</sub>諸僕、可<sub>レ</sub>設<sub>レ</sub>遊宴、座後所<sub>レ</sub>施屏風、欲<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>妙絶、汝作<sub>レ</sub>詩、藤將軍（敏行）書<sub>レ</sub>之、巨金岡畫<sub>レ</sub>之、予願足矣。再三雖<sub>レ</sub>辭、遂不<sub>レ</sub>寬放、此序是呂氏春秋之成文也、爲<sub>レ</sub>敘<sub>レ</sub>本意<sub>レ</sub>乃有<sub>レ</sub>此注<sub>レ</sub>而已。

〔菅家文章卷二〕

4 仁和四年（八八八）九月十五日、巨勢金岡、勅により御所南廂の東西障子に、弘仁以後の鴻儒の堪詩者を図す。

（仁和四年九月）十五日、令<sub>レ</sub>畫師巨勢金岡畫<sub>レ</sub>千御在所南籬東西障子、令<sub>レ</sub>直方、興基、惟範、時平朝臣等擇<sub>レ</sub>弘仁以後鴻儒之堪<sub>レ</sub>詩、即令<sub>レ</sub>金岡圖<sub>レ</sub>其形狀。

〔日本紀略前篇二十〕

九月十五日、午二剋、勅令<sub>レ</sub>畫師巨勢金岡畫<sub>レ</sub>千御所南庇東西障子、令<sub>レ</sub>直方、興基、惟

詩五首。  
郊外甄馬、  
西<sub>レ</sub>卜居、  
園池眺眺。  
謝道士勳恒春  
南園試小樂

巨金岡

畫師巨勢金岡

『帝王編年記』十四、同記事

巨大夫

詩五首。  
廬山異花詩、題吳山白水詩、劉阮遇溪邊二女詩、徐公醉臥詩、吳生過老公

巨勢朝臣相見

巨勢の相覽  
紀貫之(九四五歿カ)

仁明天皇(八五〇歿)  
承和四年(八三七)は、  
仁和四年(八八八)の誤  
伝か。

範、時平朝臣等、擇弘仁以後鴻儒之堪詩者、即令金岡圖其狀。

〔扶桑略記二〕

5 寬平七(八九五)、巨大夫(金岡)、源能有五十賀屏風に畫図す。

右金吾源重將(當時)、與余有師友之義、夜過直廬、相談言曰。嚴父大納言(源能有)、去年五十、心往時留、過年無賀、此春已修功德、明日聊設小宴、座施屏風、寫諸靈壽、本文者紀侍郎(長谷雄)之所抄出、新様者巨大夫(金岡)之所畫圖、書先屬藤右軍(敏行)、詩則汝之任也。談畢歸去、欲罷不能、予向燈握筆、且排具草、五更欲盡、五首纔成。右軍即書之、以備遊宴事。

〔菅家文章卷四〕

6 昌泰三年(九〇〇)、畫所畫師巨勢朝臣相見、讚岐少目從八位下。

畫所

昌泰三年 讚岐少目從八位下巨勢臣相見 畫師

時平

〔大間成文抄第四〕

6補 相覽の画事

(竹取の)ゑは巨勢の相覽、手は紀貫之書けり。

〔源氏物語繪合〕

巨勢相覽、一説云、巨勢金岡・相覽同人也云々。但如高録者、相覽は猶先代人也。金岡は仁明天皇御時の人也。承和四年九月五日、圖御所繪。

〔河海抄卷八〕

7 延喜四年(九〇四)三月造宮の仁和寺御室に、金岡、馬形をかく。

仁和寺御室に金岡が畫ける馬近邊の田を食ふ事

仁和寺御室といふは、寛平法皇の御在所なり。其御所に、金岡筆をふるひて繪かける中に、ことに勝たる馬形なん侍なる。其馬、夜くはなれて近邊の田を食けり。なにものゝすと、しれるものなくて過侍ける程に、件の馬の足に土つきて、ぬれくとある事たびくにおよびける時、人々あやしみて、この馬のしわざにやとて、壁にかきたるに馬の目をほりくじりてけり。それより眼なくなりなて、田食事とゞまりにけり。〔古今著聞集卷十一〕

7補 清涼殿に、金岡、馬形の障子をかくの伝あり。

昔、彼馬形の障子を金岡が書たりける、夜くはなれて菘戸の菘をくひければ、勅定ありて、其馬つなぎたるていにかきなされたりける時、はなれず成にけりと申つたへ侍るは、まことなりける事にや。〔古今著聞集卷十一〕

8 天曆三年（九四九）十二月、采女正巨勢公忠、坤元録の屏風八帖に図す。

十二月日、仰左大弁大江朝臣、令撰坤元録、爲詩題廿首、仰采女正巨勢公忠、令圖屏風八帖、仰朝綱朝臣、文章博士橘直幹、大内記菅原文時作詩、式部大輔大江維時撰定之、右衛門佐小野道風書之。〔日本紀略後篇三〕

此御屏風詩題目者、左大弁大江朝綱奉勅自坤元録中撰進。三人作詩、即朝綱、文章博士橘直幹、大内記菅原文時也。參議大江維時蒙詔評定。采女正巨勢公忠圖、左衛門小野道風書。並當時秀才也。〔江談抄第四〕

采女正巨勢公忠

采女正巨勢公忠

8補 巨勢公忠、自画に署名す。

宇多法皇（九三一歿）  
金岡

寛弘七年(一〇一〇)歿

公茂

弘高

天祿元年(九七〇)歿

飛鳥部常則。  
天曆八年(九五四)宸筆  
写経に奉仕。応和三年(九六三)蓬萊山を作る。  
同四年(九六四)白澤王  
像を図す。天祿三年(九七二)故常則の四尺屏風をみる。  
彩色。長保元年(九九九)に

公茂

巨勢公忠自畫の屏風に必ず署名せし事

帥のおとゞ(藤原尹周)に、屏風を賣人ありけり。公茂・弘高などにみせられけり。公茂、弘高をまねきていひけるは、此野筋、此松、汝及べからず。おそらくは、公忠がかく所か。弘高承伏しけり。公茂が云、公忠は屏風を書とては、必其屏風のひらのすみごとに、をのれが名を書けり。こゝろみにはなちてみるに、案のごとく公忠が字ありけり、いみじかりける事也。  
〔古今著聞集卷十一〕

9

天祿元年(九七〇)、この年以前、公望、ついたち障子に松をかく。

常則公望大上手小上手の事

小野宮のおとゞ(藤原實賴)、ついたち障子に松をかくせんとて、常則をめしければ、他行したりけり。さらばとて、公望をめしてかくせられにけり。後に常則をめしてみせられければ、かしら毛芋に似たり、他所難なし、とぞ申ける。常則をば大上手、公望をば小上手とぞ世には稱しける。  
〔古今著聞集卷十一〕

9補 公茂の画事

(朱雀院また、わが御世のことも、か、せ給へる巻に、かの齊宮の、くだり給ひし日の大極殿の儀式、御心にしみておぼしければ、書くべきやう、くわしくおほせられて、公茂がつかうまつれるなり、いといみじきを(梅壺に)たてまつらせ給へり。〔源氏物語繪合

10

長保元年(九九九)、この頃、弘高の歌絵の冊子、一条帝藤壺(藤原彰子)の調度にあり。

弘高

明けたてばまつ（一条帝）渡らせ給て、御厨子など御覽するに、何れか御目とゞまらぬ物のあらん。弘高が哥繪書たる冊子に、行成君の哥書たるなど、いみじうをかしう御覽せらる。

〔栄花物語卷六〕

采女正巨勢廣貴

11 長保二年（一〇〇〇）七月四日、采女正巨勢廣貴、五靈鳳桐画様を図す。

參院并左府、召采女正巨勢廣貴、仰圖五靈鳳桐画様可給織部司之由。一昨、織部正忠範、令奏事由、仍隨勅所仰也。

〔權記〕

廣貴

12 長保四年（一〇〇二）八月十八日、廣貴、花山院の勅によりて、書写山性空上人像を図す。

自花山院有召參入、有勅曰、書寫聖影像、令廣貴図之。近曾示中書大王、聊記事旨可書之旨、奉仰退出。（中略）

（九月七日）書寫聖影像、昨以則光朝臣、令奉花山院。今朝基頼朝臣來、示遲參之由、然而、令奏昨進上由了。

〔權記〕

13 寛弘六年（一〇〇九）、この頃、ひろたか、東宮妃研子の屏風にかく。

その（宣耀殿女御城子の）御具どもの、屏風どもは、爲氏（仁）・常則などが書きて、道風こそは色紙形は書きたれ。いみじうめでたしかし。その上の物なれど、ただ今のやうに塵ばまらず、鮮かに用るさせ給へりしに、これ（東宮妃研子）はひろたかが書きたる屏風どもに、侍從中納言（行成）の書き給へるにこそはあめれ。何處かはこれに劣り優りあるべきなど、御心

ひろたか

の中に(東宮)おぼしめし餘りては、殿や左衛門督(頼通)などの参り給へると宣ひ定めさせ給へる……。

(栄花物語卷八)

13補 絵師巨勢廣高、出家還俗

今昔、一條院御代、繪師巨勢廣高云者有。古不耻、今肩並者無。

而廣高、本道心有、身重病受、日來煩、世中無端、思取出家。其後、病癒有、公此由聞食、法師繪書、事憚不有、内裏繪所召被仕、便无、速還俗、被定、召可還俗、被定由仰給。廣高、本意非歎悲云、宣旨限有、力不及。

而間、公、近江守、云人、廣高預髪被生、守、東山有所、廣高籠居、人付髪令生。然其所新堂有、籠居、人不曾、髪生間、堂後有、壁板、徒也、地獄繪書。其繪干今有。万人行皆此見、微妙物有云。今長樂寺云其繪書堂也。

廣高、其後俗、久有公仕。此廣高書障紙繪・屏風繪、可然所有。一所傳物、廣高書屏風繪有。此財、大饗・臨時客時、取被出。

(今昔物語集卷三二)

13補 巨勢弘高地獄變の屏風を画く事並びに干體不動尊を畫きて供養の事

弘高、地獄變の屏風を書けるに、樓の上より梓をさしおろして、人をさしたる鬼をかきたりけるが、ことに魂入てみえけるを、みづからいひけるは、おそらくは我運命つきぬと。はたして幾程なく失にけり。六条宮具平、御堂(関白道長)に申給けるは、布障子の役などには、いまは弘高をばめさるべからず。軽々なるべき事也。弘高き、て自愛しけり。此弘高は、金岡が曾孫、公茂が孫、深江が子なり。公忠公茂兄よりさきは、かきたる繪、生たる物のごとし、公茂以下、今の体には成たるとなん。弘高、少年の時、出家したりけ

六条宮具平親王(二〇〇九歿)  
藤原道長(二〇二六歿)

弘高

一条院(九八〇—一〇一一)  
巨勢廣高

るが、後に還俗したるなり。其罪をおそれて、みずから千体の不動尊を書いて、供養しける  
となん。  
〔古今著聞集卷十一〕

13補 雅兼卿記云、天永元年十二月廿一日、帥〔匡房〕被語事一々難憶記、一被語曰、繪師金岡

子公望公忠也、公望子深江云々、子廣高也、公望公忠共上手於深江者、自廣高者不得其名。

然而彼時有賣屏風之人、深江見之召廣高、令見之、廣高云劣也、深江曰、然而此野筋汝か

くは書てんや、廣高云不致。又曰、此岩淡又可及哉、廣高能見又稱不致之由、深江曰是公

忠繪也、彼人每畫屏風、定署其裏、仍放之見之處、已有其名、時人謂、深江能知此道也云

々。金岡は疊山十五重、廣高五重也。今案、墨の濃淡をもて遠山の山をあらはず也。

〔花鳥余情第二〕

13補 廣高事

金岡が子息也。内裏の賢聖の障子を書す。料るに入道の後なれど、法師の頭に着冠書

しけりと云々。

〔參語集一〕

12補 弘高の画事

この関白殿のひと、せの臨時客に、あまり酔て、御座にゐながら、たちもあへたまは  
で、ものつきたまへけるにぞ、高名の弘高がかきたる樂府の屏風にかかりて、そこなはれ  
たなる。

〔大鏡卷三〕

永保元年（二〇八二）十月九日壬戌 晴、辰剋許向土御門、申時許向世尊寺見障子繪、是

弘高眞跡云々。

〔水左記〕

弘高

1 関白殿  
道隆（九九五歿）、  
正暦元（九九〇）五、

2 八関白  
頼通（二〇七四歿）、  
寛仁三（一〇一九）十

二、三関白

爲成、一日が中に、宇治殿の扉の繪をかきたりけるを、宇治どの（頼通）被仰けるは、

弘高

弘高

御賀巻 治安三年(一〇二二)十月。

藤原兼房(一〇〇三—一〇六九)

信茂

弘高は繪様をかきて、一夜なをよく案じてこそかきたりしか。いかにかく卒爾にはかくぞとなん仰られる。

〔古今著聞集卷十二〕

……四尺の屏風めきたり。それだに、爲氏・つねのりなどが書きたらん、古體なるべし。弘高・頼祐などが書きたらん、猶飽かぬ所あるべし。

〔榮花物語卷二十〕

14 永久六年(一一一八)四月三日の柿本影供の人磨影を、信茂、鳥羽宝蔵の影により写す。

粟田口讃岐守兼房といふ人ありけり。年比和歌を好みけれど、よろしき歌もよみ出さざりければ、心に常に人磨を念じけるに、或夜の夢に(中略)夢さめて、後朝に繪師を呼びて、このさまを語りてか、せけれど、似ざりければ、度々か、せて、似たりけるを賣にして、常に拝みければ、そのしるしにやありけむ、先々よりもよろしき歌詠まれけり、年比ありて、死なんとしけるとき、白河院に進めたりければ、殊に悦ばせ給ひて、御寶の中に加へて、鳥羽の寶藏に納められにけり。六條修理太夫顯輔卿、さまざまに度々申して、信茂を語ひて、書き写してもたれたりける。敦光に讃作らせて神祇伯顯仲に清書させて、本尊として、始めて影供せられる。

〔十訓抄卷四〕

永久六年(一一一八)戊戌四月三日乙卯、雨降。申刻向修理大夫亭、

六條東洞院 今日柿本人

丸供也。件人磨影新所被圖繪也。

一幅長三尺計、着烏帽子直衣

左手操紙、右手握筆、年齡六旬餘之人

也。其上書讚、依兼日之語予作讚。

〔大學頭敦光朝臣撰柿本影供記〕

15 大治五年(一一三〇)正月十一日、信茂、頼俊ともに劍の平緒の繪様を画す。

信茂

召信茂頼俊、令画劔平緒繪様、依院召、其實尤甚。

〔長秋記〕

繪師信茂

16 長承三年（一一三四）四月二日、繪師信茂、法金剛院屏のことにつき、源帥時に伺う。

繪師信茂來、女院御堂扉也。參御堂、御佛光并注佛等事、依御消息子細執申、大略以前日議、柱繪可用兩堺云々。  
〔長秋記〕

繪師宗弘

17 保延元年（一一三五）七月十七日、繪師宗弘、鳥羽殿の地形を図す。

十七日戊子、廳官季康、權別當則清、大和權守、繪師宗弘向鳥羽殿圖地形。  
〔長秋記〕

藤三宗廣

18 保延二年（一一三六）十月供養の内山眞言堂に、藤三宗廣、東西障子繪眞言八祖影をかく。

眞言堂一字

古老傳云、保延二年建立、同年十月日眞言堂供養、導師小田原現觀房上人、讚衆十二人、童舞在之、兩界曼陀羅願主南仙房不知正字本願禪人云々、母儀、本願令與力云々、西万タラ佛師頼円、東万タラ佛師靈山房、東西障子繪、藤三宗廣書之、八祖銘定信卿書之。  
〔内山永久寺置文〕

19 久安三年（一一四七）三月二八日、彈正忠宗茂、藤原忠実七十賀に四尺五寸泥繪屏風二帖を画く。

四尺五寸泥繪御屏風二帖彈正忠宗茂以祝詩畫之。  
〔台記別記〕

彈正忠宗茂

20 仁安元年（一一六〇）十月八日、民部大夫宗茂朝臣、御禊點地の繪図を図す。

民部大夫宗茂朝臣

十五日乙酉雨降、御禊點地也、(中略)次召繪師、民部大夫宗茂朝臣參入東庭、仰繪圖事、判官、還入、即圖繪持參、續紙五六枚、於判官取之、繪圖端、注郡鄉村名、次令主典覽長官、仰之、天仁勸文繪圖等、一度覽之、閑所率爾圖之、次長官以勸文并繪圖、被付勅使、受之退去、參内了。  
〔兵範記〕  
主典爲度持參、不可後例歟。

21 仁安三年(一一六八)七月四日、能登權守宗茂、師子形などの繪様を、繪佛師法橋頼源、蠻繪之様をかく。

七月四日、繪佛師法橋頼源、畫御調度蠻繪之様、以代々本様加今案、議定也。繪師能登權守宗茂、畫師子形繪様、又副御調度様、可畫進之由、下知畢。  
〔兵範記〕

能登權守宗茂

22 同年(一一六八)九月一日より二九日にかけて、能登權守宗茂、大嘗會の屏風および蒔繪などの繪様をかく。

能登權守宗茂

九月一日、屏風本文書寫、下給繪師能登權守宗茂、正文留官致沙汰。  
九月十三日、右大史三善章貞持來始悠紀繪所日時勸文、見了返下了、即今日於行事所令畫始御屏風一帖、面綾召卜食國能登權守宗茂勤之、所勞之間依不參、行事所史持來日時也。

九月二十九日、早且行水解除參行事所、諸國召物多辨濟、大夫史同參着、御調度塗調、螺鈿地少々居貝、又蒔繪物宗茂画繪様、四尺御屏風同墨書。  
〔兵範記〕

23 元曆元年(一一八四)八月二二日、後鳥羽天皇大嘗會の、悠紀方および主基方の絵師ならびに雑工等を定む。

大嘗會悠紀所

定繪師并雜工事

繪所

墨書

修理進藤原有宗

修理進藤原有宗

淡

内匠少允中原光永

作繪

中原吉久

張手

豊原永久

(中略)

大嘗會主基所

定繪師并雜工事

繪所

墨書

修理少進藤原有宗

修理少進藤原有宗

淡

藤原行安

藤原行安

藤原宗弘

作繪

藤原宗弘

〔山槐記〕

24 建久五年(一一九四)十二月二六日、造立はじめの、東大寺南中門の東方多聞天の彩色に大

佛師有尊ら加担す。

建久五年十二月廿六日南中門二天造<sub>ニ</sub>始<sub>シ</sub>之<sub>一</sub>

東方 多聞天

西方 持國天

二躰共木像往古二丈也、今度増<sub>ニ</sub>三尺、仍<sub>ニ</sub>二丈三尺也

東方天

大佛師 快慶

小佛師十四人

良公 慶實 慶仁 仁慶

、 良清 命猷 良快

行智 猷公 慶清 快尊

定秀 慶覺

西方天

大佛師定覺

小佛師十三人

有尊

雲慶 行賢 尊珍 聖慶  
慶範 良尊 盛長 尋慶

行俊

繪佛師廿九人

東方天

大佛師有尊

小佛師十五人

有尊 西觀 淨尊 西賢  
良尊 淨、覺尊 覺禪  
圓雲、廣 有慶 良禪  
有心 來西 有賢

西方天

大佛師定順

小佛師十三人

實祐 忠尊 定圓 良眞  
良慶 良賢 明經 祐慶  
緣覺 勝圓 淨圓 佛念  
定勝

寺家繪佛師十二人

大佛師勢順

小佛師十一人

慶仁 善長 慶深 信智

善與 幸玄 教順 幸俊

經玄 定慶 慶圓

塗師卅二人内

東方天

大工宗包 小工十一人

西方天

大工、、 小工九人

〔東大寺續要録造佛篇〕

25 建仁二年（一一〇二）十二月二十七日、この日開眼の、東大寺八幡宮の僧形八幡神像造立銘文に有尊の名あり。

「（梵字四文字） 執筆任阿弥陀佛

東大寺八幡宮安置之 建仁元年十二月廿七日御開眼

今上 太上天皇 七條女院 八條女院 御室守覺

長嚴 眞遍 靜遍 永遍 章玄 了阿弥陀佛

過去後白河院 快賢 快宴 快俊 良田性阿弥陀佛

東大寺別當弁曉 珍賢 快尊 超嚴 淨宴 信覺

奉造立施主 巧匠弘阿弥陀佛快慶 小佛師

快尊 慶聖 良情 慶運 宗賢 尊慶 良快

祐賢 宗円 慶覺 覺嚴 隆圓 覺圓 良尊

信慶 勝盛 良智 有尊 有実 快祐 覺縁

淨慶 慶寛 實嚴 運慶 有序

円長 宗遍 漆工大中臣友永 藤井末良友綱

銅細工兼基

權少僧都顯現 秀嚴

親蓮 建明 敦佐 因幡房

貞敏 伊與房 貞乘

(下略)

〔造像銘文〕

26 建曆三年(一二二三)四月二十六日、繪師有家、兼康・俊識・良賀・尊智とともに、法勝寺九

重塔供養に際して賞を受く。

(法勝寺九重塔供養)

行事辨定高朝臣 季康 金堂并廻廊  
修理造賞

繪師有家 兼康 俊識 同行  
事賞

以上賞追可申請

有家

有尊

權律師公緣 別當公胤賞讓 能全 修理別當尊長賞讓

法印院範 佛師院實賞讓 湛慶 運慶賞讓

法眼宣圓 定圓賞讓

檢校法親王并繪師良賀 尊智

已上追加申請也

〔明月記〕

27 建保五年(一二二七)六月二三日、源慶法眼の子源尊、繪師良賀とともに、当麻曼陀羅の第

一転新曼陀羅の書写をおわる。

仍繪師良賀法印并源慶法眼可致其沙汰也云々、然間自建保三年乙亥二月八日五箇月之間  
模畫云々、聽備云々上覽云々可清書之旨被仰下云々了。同四季丙子爲數日之結構、於阿波國浦庄  
織得方一丈五尺御衣絹、然源慶法眼不終功逝去。其子源尊等同五年丑丁三月十六日於彼  
庄始書之、同六月二十三日書寫了云々。(中略)同八月十三日新備觀覽天氣尤叶、仍以  
書師源尊被成法橋上人之位了、同八月二十七日被納蓮華王院寶藏云々。〔当麻曼陀羅疏〕

源慶

源尊

28 寛元元年(一二四三)六月七日、源尊、法印隆圓・院承らと、中宮御産七佛薬師法のため、

皆金色三尺立像の薬師佛を造立す。

寛元元年六月七日、中宮御産御祈、於今出河殿被始修七佛薬師法。(中略)

一 造佛事 被仰佛師三人

隆圓法印中尊、三體、院承々々二體、源尊々々二體、皆金色三尺立像、印相皆與願施無畏也。

〔門葉記〕

29 建長二年（一二五〇）十二月七日、繪師堯尊、西大寺の十六羅漢などの図繪を始む。

十二月七日、十六羅漢等御影、始奉圖繪。今年中至十八日十一日也。

〔感身学生記〕

30 建長三年（一二五二）二月三十日、絵師堯尊、西大寺の文殊・十六羅漢・慶友尊者・南山和尚・大智律師など二十鋪の図繪をおわる。この間、堯尊、高雄九幅曼荼羅紙形相伝のことを西大寺叡尊に語る。

堯尊

正月五日、又始御影奉圖繪、至二月卅日、去今兩年首尾六十五日、除不圖。日定。繪師堯尊、持

齊戒、不交餘筆、殊致精進、爲令法久住利益有情、奉圖繪文殊、十六尊者、慶友尊者、南山大和尚、大智律師、二十捕了。

〔感身学生記〕

一二七六

（建治二年）住浄住寺間、笠間禪尼法名攝取來問、造兩界大曼荼羅堂未、答曰、曼荼羅未終其

堯尊

功、砂金十兩許不足、造御堂條今生有願、果遂尤難測、件禪尼當日夕方送進砂金十兩。此九幅曼荼羅圖繪緣起者、去建長聖曆奉圖繪十六羅漢等之時、繪師堯尊物語次曰、高雄九幅曼荼羅紙形方便相傳、但欲奉圖繪人、末世難有、唯爲重寶可奉持矣。叡尊告曰、彼曼荼羅、高祖大師在唐御時、青龍寺和尚奉令圖繪相傳大師、尤可奉崇重、然而出家身不可容易、仁若被堯可奉圖繪成就之願望、亦發儲御衣絹繪具之願、於是彼繪師已發可盡力之願、叡尊亦發可致方便之願。其後正嘉二年戊午秋八月比、高野賢雄圓達房、於海龍王寺、就問表無表章之間、聞叡

一二五八

元應元年 (一二六〇)

尊之願、勸親父性佛房、令施御衣絹砂金、仍冬比、圖繪金剛界、庚申年、圖繪胎藏界、其時此禪尼拜見之、仍有此問答。  
〔感身学生記〕

31 建長三年 (一二五二) 内裏造宮に、絵所預有房、画事にあたる。

(紫宸殿賢聖障子並びに清凉殿等の障子畫の事)

建長造内裏のとき、繪所の預前加々權守有房、繪本をもたざりければ、(鴨居殿の御倉より) 取出してかゝせられけり。  
〔古今著聞集卷十二〕

絵所預加々權守有房

33 建長五年 (一二五三) 十二月二日、絵所在房、法勝寺阿弥陀堂南戸の画を改むべきを示されるも、快智これを改む。

建長五年十二月廿一日、(中略)

絵所在房

又南戸東間□□下□□之畫顯禁忌之良、此条太以無骨、可改之由被示之、絵所在房畫之□□□□  
□遅々、仍召快音(智カ)令改之。  
〔経俊脚記〕

34 同年 (一二五三) 翌二二日、繪師在房・源尊、法印長賀・快智とともに、法勝寺阿弥陀堂供養に際し賞を受く。

勸賞事々云

正三位藤原公持大徳院御給

正四位下源頼院御給

藤原隆顯造國司

従五位上源康廣行事檢非違使

中原範景同

從五位下藤原宗員工

大納言 藤原朝臣 左中辨藤原經俊朝臣

加賀權守藤原在房

繪師

已上追可申請

法印昌円 佛師隆円讓 院審 同院繼讓

院尋 同院口讓 法眼院宗 佛師

院瑜 同院惠讓

源尊

法印長賀 繪師 源尊同

快智

已上追可申請

〔經俊卿記〕

35 建長六年（一二五四）三月、繪師堯尊、法隆寺聖皇曼荼羅を図繪す。

一 建長六年三月一日、近衛大殿兼經公御參、次年三月十三日又御參有之、同年蒙勅許、太子万陀羅始繪之、東大寺實相上人并當寺五師顯眞感夢想新ニ言出セリ。

〔法隆寺政所并法頭略記〕

法隆寺聖靈院縁起ノ事

東の間には數體一舖の曼荼羅あり。彼ノ曼荼羅の由来を尋ぬれば、建長年中に當室の院主顯眞と云人、初めて巧み出しけるとかや。上宮の影像は在々所々雖多、先後の御身王子眷

堯尊

屬等の御影無ニ移シ顯事。當寺ハ上宮法皇古跡、尤可レ有ニ此曼茶羅繪様を建立せしかども、圖繪彩色の營功、其身力難レ及戒壇院、實相上人實名圓昭當寺の大勸進たりしかば、雖モ勸申ト修營事繁くして、固ク辭し申されしかば、其力及ばずして、心ニ強ニ致シ祈念ヲけるほどに、彼ハ上人點三夜ヲ夢殿參籠し給しに、第三夜當て感シ夢想ヲ給しかば、進請ヲとり給しかば、進請ヲとり給て勸給ける時、平群郡勢野里道寛法橋と云人成ニ施主ニしかば、上人悦ヒ給て、曼茶羅の繪様を隨身して、攝政關白岡の屋殿參拜して、被レ達シ申子細、殿下繪様を御覽して、尤當寺ニ此曼茶羅あるべしとて、大有ニ御感ツつ、王子大臣の御衣並其色欽明用明舊代定置給しを繪様を引直給て、仰テ堯尊と云南都繪師、建長六年に其功終て後、上人大殿持參有しかば、御感のあまりに、彼繪師堯尊をば被レ叙ニ法橋ニけるとかや。同七年上宮王院にして、囑シ證空上人ニ爲シ導師ニ遂ニ供養ニ給けり。

〔法隆寺縁起白拍子〕

聖靈院曼茶羅事

聖靈院々主當寺五師顯眞円承房年來宿願也。其故者聖德太子御影者在々所々自往古安置雖在レ之、太子光後御身并皇子眷屬等形像無安置所。當寺者上宮太子終焉之靈迹最初建立之梵閣也、尤此曼茶羅可奉安置云々。然間天竺漢土御先身并男女十七人之皇子又男女八人孫子御奉内御舍利御所持、宝物又御製作之書跡諸眷屬等悉奉圖繪爲未來本尊ハ仍始作曼茶羅之座席。即建長四年壬子初夏中旬比建立一鋪之繪様畢。此上絹面圖繪彩色之大功有志、心中独歎入之処、同五年癸丑三月九日東大寺戒壇院実相上人實名円昭爲當寺大勸進參詣當寺之時、顯眞五師對面于上人被申ニ之。爲年來之意願訪テ書記等雖モ調ト繪様ヲ圖繪彩色大功私力雖

及、且爲太子御報恩、且爲御結縁、有御勸進、可令終圖絵功、給之由被ニ欺申之処、上人答、尤雖可然、予爲大勸進、諸方勸計会繁多。仍難、叶之旨御辞退之間無、力而仰天。祈念無他事。爰上人始自、其日三ヶ夜令參籠于御夢殿御宝前、給、第三夜、晚上人御夢想奉拜金色童子形納御袈裟、持、香炉、太子ノ御影、夢覺畢御影図絵、勸進可請取之、由夢想御告敷思合畢。仍其明朝、上人請取絵様、入ニ勢野郷、御説法之次、有御勸進之処、其用途大旨出來畢。大施主法橋上人位道寛、信敬之間旁所願成就。仍上人依爲、大殿御帰依僧、隨身、曼茶羅、御參大殿、撰政大臣闕、令言、上子細之処、仰云、此曼茶羅尤可有、事也、我諸共清撰可爲、天下、重宝、後日、必可進、絵師ニ云々。仍南都、絵師堯尊、安室房、令持、絵本、京上三ヶ度也。顯眞五師安立之上。大殿上人兩所有、御談義、令作曼茶羅本様。即皇子并大臣等之御衣様并其色、皆爲、大殿御沙汰、欽明用明等御時裝束、絵本御覽、令撰定畢。同六年寅、冬比奉書出、訖ハヌ。次年乙、春三月於戒壇院誦一日一夜陀羅尼、開眼供養畢。同六月三日上人京上大殿当殿共御拜見皆有御感。同七年丁、十月十三日於上宮王院、遂惣供養。導師、千品上人証空、如林房、百種供養諸所持戒、僧皆集会。如法三ヶ日夜法会ニ云々。絵師堯尊可被叙法橋之由申、入殿下、兩所則御領掌ニ云々。其後自然雖送日限、弘長元年乙、春時令、任、法橋畢。〔法隆寺佛像記〕

36 文永四年（二二六七）四月十一日、繪師堯尊法橋、南都般若寺に文殊騎獅子像の獅子を彩色。

四月十日、可奉納文殊御身大般若經、於彼寺、奉開題転讀。翌日十一日、興福寺已講成業已下寺僧、又一日中、奉轉讀畢、其後、課繪師堯尊法橋、致師子之採色畢。〔感身学生記〕

37 弘安十年(二二八七)三月二日、繪師堯儼法眼、春日社御合繪の書改めを仰せつけらる。

(弘安十年三月)

廿一日 御合間ノ繪事、就麁品可書改哉、吉事奉任神慮天

以神人被取捨云々

社頭御合繪事麁品之由、其沙汰候歟、雖非雜掌不能、其禪候ノ間、可書改由被下知候。

但遷宮以後沙汰、非無不審、且先日被仰会社家候き、此上内々令神人取捨之所、三ヶ度内二ヶ度可被書改云々。仍申会寺家候之所、書改之条、有何事候也之由被仰候、此上早相觸社家、且仰堯儼法眼、被仰書改候所也恐々謹言

左衛門尉景教

三月廿五日

進上 央判官殿

同日中社等正遷宮令延引畢 造宮遅々之故也

同日紀伊社奉葺始之

繪師堯儼民部法橋

一 御合繪事南都繪師慶実大輔房ニ、已雖被書之書狀ニ、麁品之間、同南都繪師堯儼民部法橋可書改之由、被仰付候、自兼日被補法眼畢云々 (春日社造替記写本)

38 永仁三年(二二九五)三月二日、繪師法眼堯儼、藥師寺八幡宮の板繪神像をえがく。

〔南御殿第一間〕

寛治年中之比被圖 御體之處

其地依爲障子爲虫被損仍永仁

三年三月廿一日奉書改畢

法眼堯儼

繪師法眼堯儼

筆師頼澄大法師

權神主右近衛府生 紀是重

正神主右近衛府生 紀是勝

大行事權寺主從儀師 性舜

別當權僧正法印大和尚位顯覺

13 備考 北殿御一間板繪にも同文の銘あり

〔朱漆銘文〕

39 嘉元四年（一三〇六）六月一日、藤原有重、父入道心性とともに、熊野本宮に奉納の他阿彌願

一遍上人絵伝十卷をえがく。

嘉元四丙午年六月朔日 他阿彌陀佛

畫工掃部助入道心性

并 子息藤原有重

〔熊野本宮〕奉納縁起記〕

掃部介入道心性

藤原有重

40 正和五年（一二二六）、藤原有久、寛永寺の曼荼羅をえがく。

左近將監藤原有久

正和五年丙辰、左近將監藤原有久画

〔扶桑名画伝〕

左衛門尉光康  
光康子有康

41 元応元年(一二三九)八月、有康、元応本高野大師行狀図画をえがく。

繪師金岡末葉左衛門尉光康子息有康、右

爲惣持院重寶輒不可出寺内者也。元應元年己未八月 日

〔模本銘文〕

42 正中二年(一二三五)十月二十七日、前老岐守有久、東寺大佛師職に補任さる。

一 繪佛師事

東寺 補任 大佛師職事

前壹岐守有久

前壹岐守有久

右以補任彼職宣令勤仕寺役者

正中二年十月廿七日

檢校法務前大僧正 在判 寺務勸修寺僧正教寛之時

別當權大僧都 実名判 別當亮禪

繪佛師參堂料四貫文之内 二貫文別當分 二貫文執行分 三百文腰差執行分

都合四貫三百文

〔東寺執行日記〕

42補 有久の画事

本願寺曼陀羅 来迎曼陀羅□熊谷蓮生□曼陀羅、法然上人自筆也云々、新曼陀羅  
繪所有久筆也、法然上人消息二通〔自筆〕蓮生法師持蓮華等有之

〔実隆公記文明七・十・二九の條〕

両界尊形曼荼羅二鋪 二幅半

右殿昌法印本尊 杲徹僧都寄附之 畫所有久筆

〔東宝記〕

畫所有久

巨勢派研究參考主要論文

- |        |                         |               |              |             |        |                      |
|--------|-------------------------|---------------|--------------|-------------|--------|----------------------|
| 巨勢 小石  | 巨勢派                     | 國華            | 六号           | 一八九〇(明治三三)年 | 三月     |                      |
| 堀 直格   | 『扶桑名畫伝』                 |               |              | 一八九九(明治三二)年 | 二月     |                      |
| 谷 信一   | 東寺絵所考―寺社絵所及<br>絵仏師之研究   | 國華            | 五一七号         | 一九三三(昭和八)年  | 二月     | 『室町時代美術史論』所収(一九四二)   |
| 森末 義彰  | 中世に於ける兩都絵佛師<br>の研究      | 美術研究          | 三九(一)<br>四一号 | 一九三五(昭和一〇)年 | 三、四、五月 | 『中世の社寺と芸術』所収(一九四一)   |
| 白畑 よし  | 板絵神像                    | 美術研究          | 四五号          | 一九三五(昭和一〇)年 | 九月     |                      |
| 荻野 三七彦 | 法隆寺の聖皇曼荼羅               | 美術研究          | 五九号          | 一九三六(昭和一一)年 | 一月     |                      |
| 梅津 次郎  | 池田家蔵弘法大師傳絵と<br>高祖大師秘密縁起 | 美術研究          | 七八号          | 一九三八(昭和一三)年 | 六月     | 『繪巻物叢考』所収(一九六八)      |
| 秋山 光和  | 大嘗会悠紀主基屏風               | 美術研究          | 一一八号         | 一九四二(昭和二六)年 | 十月     | 『平安時代世俗圖の研究』所収(一九六四) |
| 龜田 孜   | 聖皇曼荼羅図説                 | 『日本上代文化の研究』所収 |              | 一九四二(昭和二六)年 | 四月     | 『日本佛教美術史叙説』所収(一九七〇)  |
| 家永 三郎  | 『上代倭絵全史』                |               |              | 一九四六(昭和二一)年 | 十月     | 改訂増補、一九七九            |
| 龜田 孜   | 興福寺の繪圖と繪所繪師             | 佛教芸術          | 四〇号          | 一九五九(昭和三四)年 | 四月     | 『日本佛教美術史叙説』所収(一九七〇)  |



田能村 忠雄	仁和寺の巨勢家譜について	大和文化研究 二号	一九六一（昭和三十六）年 二月
柳 澤 孝	永久寺眞言堂障子絵と両部大經感得図	美術研究 二二四号	一九六二（昭和三七）年 九月
平 田 寛	西大寺観尊の造像活動における佛画について	佛教芸術 六六号	一九六六（昭和四一）年 十月
宮 次 男	遊行上人縁起絵の成立と諸本をめぐって	『遊行上人縁起絵』（日本絵巻物全集二三）所収	一九六八（昭和四三）年 九月
浜 田 隆	聖皇曼荼羅図	『奈良六大寺大観』（第五卷）（法隆寺五）所収	一九七一（昭和四六）年 九月

〔本稿史料34・37については、梶谷亮治、黒田泰三、喜信祐爾の諸賢の協力をえた、記して感謝する。ただし、記事についてはすべて、筆者の責任によるものである。〕